

令和2年度 2月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和3年2月5日（金）午前9時
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 23人 欠席者 1人

議席番号	委 員 氏 名	出欠	議席番号	委 員 氏 名	出欠
1 番	古賀 和則	出席	1 3 番	綾部 勝年	出席
2 番	日高 幸子	出席	1 4 番	本田 浩二	出席
3 番	松下 茂	出席	1 5 番	橋本 達男	出席
4 番	田中 雄三	出席	1 6 番	寺田 一義	出席
5 番	橋本 昭憲	出席	1 7 番	寺田 宏澄	出席
6 番	大川 定道	出席	1 8 番	森園 文男	出席
7 番	江頭 政寛	欠席	1 9 番	松永 淳	出席
8 番	鷺崎 和志	出席	2 0 番	本村 一	出席
9 番	尊田 信明	出席	2 1 番	副島 幸満	出席
1 0 番	馬郡 文男	出席	2 2 番	牛島 和昭	出席
1 1 番	山内 しげ子	出席	2 3 番	田中 節士	出席
1 2 番	濱尾 種光	出席	2 4 番	島田 忠誠	出席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (10件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (3件)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 町許可分 (3件)

議案第3号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
委員会決定分 (20件)

その他

事務局 田中 嘉樹 直塚 裕美

事務局

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、只今より2月の農業委員会総会を開催します。現在の出席委員は23名、欠席委員は1名で「みやき町農業委員会会

議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席者は〇〇番の〇〇委員さんより欠席の連絡がっております。会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について

その他

となっております。よろしくご審議をお願いします。審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見ををお願いします。また、議事に関する以外についての発言は控えてください。

また、本日は議案審議後、農地への盛土等を行う場合の形状変更に関する農業委員会における事務処理内容及び基準等の規定についての審議。それと、農業委員会としての意見を提出するために必要な「地域の農業者との意見交換会」を行い、地域の課題と提案を行う重要な意見交換の場を行うこととしています。

本来であれば、町内で様々な形で農業に携わっておられる多くの方達と意見交換ができればと思っておりましたが、コロナウィルス感染防止のため、今回は地域農業者等の代表である委員の皆さんからの意見をいただきたいと思いをします。

議案以外に2つの内容となっておりますが、農業委員会として重要な案件ですので、時間を要するかと思いますが、必ず最後まで参加くださいますようお願いいたします。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき、〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数 10件 面積 27,201㎡

議長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

1月26日に現地確認を行いました。

申請農地は、現在耕作が行われている適正な農地です。譲受人の耕作農地がすぐ近くにあり、耕作はしやすいものと思われま

す。よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いします。

〇〇委員

売買金額は、全体で記載されてある金額に間違いはないのですね。

事務局

間違いありません。

〇〇委員

あまりにも安価な金額ですが、理由はなんなのでしょうか。

事務局

地権者が固定資産税の評価額に近い金額で良いとのことで、譲受人は何も言われておりません。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第1号2農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

1月26日に現地確認を行いました。

申請地は白壁地区に位置し、丘陵地帯です。昭和40年頃構造改善事業にて、造成された土地で、みかんを植樹されましたが数年で枯れてしまい、畑として使用されておりました。その後周辺に新しい家が建ち、塀がつくられ、大型農業機械化で2メートルほどの道幅のため、現在は小型管理機で耕作されておりますが、申請地の北側の農地も取得され一体化して耕作される予定であり支障はないと思われまます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第1号3農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号3農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

1月26日に現地確認を行いました。

申請農地は現在も耕作されている適正な農地です。譲受人は作業委託されており、一体的に耕作される予定です。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

1月26日に現地確認を行いました。

申請理由は譲受人が土地利用活用のため、共同住宅を建設するとの事です。雨水は溜枘に排水し、生活排水は下水に流す計画になっていますので、北側及び東側の農地への影響はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

事務局

既存の水路及び南側農地への取水の影響の有無について補足説明

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

1月26日に事務局と、申請地の面積が広いので、中原校区の農業委員4人全員での、現地確認を行いました。

福岡県糟屋郡にある木材会社の住宅用木材保管基地として使用されるもので、農振除外は昨年9月に済んでおります。雨水は水路に排水し最終放水先は河川東側の山之内川になっています。生活排水は下水道に接続される予定です。現在荒廃農地状態で周囲に農地はなく影響はないと思われます。また南側農地への給水も既存の山之内川からの水路を使用されるため問題はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、貸付人、借受人の住所、氏名、所在地、一時転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

事務局

補足説明

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

1月26日に現地確認を行いました。

雨水等は自然下流で周囲の水路に排水されています。田自体も耕作されておらず影響はないと思われま

す。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

一時的な利用となっておりますが期間はいつからのどの位でしょうか。

事務局

許可後3月から6月までの4か月間となっております。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数 貸借権 20件 所有権移転 0件

議長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第3号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第3号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

- ・農地の賃借料修正について
- ・みやき町農地等形状変更取扱について
- ・現在の農業課題に対する意見交換会

議長

3月の総会は、予定では3月5日（金）としていましたが、みやき町議会の日程もあるため、3月8日（月）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、3月8日（ ）実施するということで確認いたします。

それから、来月分の現地調査は2月22日以降に担当委員に連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで2月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長 鷲崎 和志

議事録署名人 ○○番

議事録署名人 ○○番